○国土交通省令第八号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第九十二条の規定を実施するため、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七号表七級の項中「女子の外貌に著しい醜状を残すもの」を「外貌に著しい醜状を残すもの」に改め、同表九級の項中

16	生殖器に著しい障害を残すもの
16	外貌に相当程度の醜状を残すもの
17	生殖器に著しい障害を残すもの

を

に

改め、同表十二級の項中

14	男子の外貌に著しい醜状を残すもの
15	女子の外貌に醜状を残すもの

を

改め、同表十四級の項中

14	外貌に醜状を残すもの

に

改め、同表十四級の項中

10	男子の外貌に醜状を残すもの

を

削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　船員の職務上の負傷又は疾病がこの省令の施行前に治ったとき身体に障害が存する場合において船員法の規定により船舶所有者が支払うべき障害手当については、なお従前の例による。

告　示

○内閣府告示第四号

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項の規定に基づき、避難施設緊急整備地域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人

霧島山に係る避難施設緊急整備地域

宮崎県西諸県郡高原町の区域のうち大字蒲牟田字狭野、字宇津木、字下狭野、字木場前、字小手原、字内堀、字岡下、字上馬場、字町尻、字高松、字花堂及び字下村並びに大字広原字西大谷、字大谷、字切通、字樽野、字佐土、字藤兵衛山及び字尾野の区域

○内閣府告示第五号

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十二条第一項の規定に基づき、降灰防除地域を次のとおり指定したので、同条第三項において準用する同法第二条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人

霧島山に係る降灰防除地域

都城市、日南市、小林市並びに宮崎県北諸県郡三股町及び西諸県郡高原町の区域

○金融庁告示第十三号

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）第一条第十八号及び第十九号、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）第一条第二十一号及び第二十二号並びに最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号）第一条第十四号及び第十五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

金融庁長官　三國谷勝範

（適格格付業者及び適格格付機関）

第一条　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（次条において「単体告示」という。）第一条第十八号、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（次条において「川下連結告示」という。）第一条第二十一号及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（次条において「川上連結告示」という。）第一条第十四号の規定に基づき、適格格付業者及び適格格付機関として金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号。次条において「銀行格付告示」という。）第二条各号に掲げる者とする。

（適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分）

第二条　単体告示第一条第十九号及び川下連結告示第一条第二十二号の規定に基づき、適格格付として金融庁長官が別に定める格付は、銀行格付告示第三条第一号の表の信用リスク区分1―1、1―2及び1―3並びに同条第五号の表の信用リスク区分5―1、5―2及び5―3に定める格付とする。

2　川上連結告示第一条第十五号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、銀行格付告示第三条各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

附　則

（適用日）

1　この告示は、平成二十三年四月一日から適用する。

（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等に基づき、適格格付業者及び適格格付を定める件の廃止）

2　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等に基づき、適格格付業者及び適格格付を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十七号）は、廃止する。

○法務省告示第八十号

昭和二十八年法務省告示第二百二十八号の一部を次のように改正し、平成二十三年三月二十二日から施行する。

なお、従前函館地方法務局八雲出張所において取り扱った供託に関する事務は、同日から函館地方法務局八雲支局において取り扱う。

平成二十三年二月二十五日

法務大臣　江田　五月

函館地方法務局八雲出張所の項を削る。

○法務省告示第八十一号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年二月二十五日

法務大臣　江田　五月